

資治通鑑 第176卷

■陳、●隋、続国訳漢文大成 經子史部 第10卷 174p

長城公下至德二年（甲辰，584年）

■春，正月，甲子（0-0+1=1日），日之を食する有り。

●己巳（5-0+1=6日），隋主は太廟を享ける。辛未（7-0+1=8日），南郊に祀る。

後梁●**〔梁主の隋入朝〕**壬申（8-0+1=9日），梁主は隋に入朝し，通天冠、絳紗袍（皇帝の服）を服し，北面して郊勞を受ける。入りて大興殿（隋の新都の正殿）に見えるに及び，隋主は通天冠、絳紗袍を服し，梁主は遠遊冠、朝服（諸王の格）を服し，君臣は並び拜す。縑萬匹を賜わり，珍玩は是に稱う。（梁主は内に皇帝を称し、隋には臣従）

●**〔甲子元歷をつくる〕**隋の前華州刺史の張賓、儀同三司の劉暉等は《甲子元歷》（其の要は、上元甲子、己巳以来、開皇四年歲甲辰に在るに至るまでを以て闕さんして起こす）を造りて成り，之を奏す。壬辰（28-0+1=29日），詔して新歷（新王朝皇帝即位の象徴）を頒つ。（10-175p）

■癸巳（29-0+1=30日），大赦す。

●**後梁**二月，乙巳（41-29+1=13日），隋主は灊上に於いて梁主に餞す。

突厥●突厥の蘇尼部の男女萬餘口は隋に降る。

●庚戌（46-29+1=18日），隋主は隴州（陝西省關中道隴県、現・宝鸡市隴県）に如く。

突厥●突厥の達頭可汗は隋に降を請う。

●**〔隋は吐谷渾討伐〕**夏，四月，庚子（36-28+1=9日），隋は吏部尚書の虞慶則を以て右僕射と為す。隋の上大將軍の賀婁子幹は五州（河西の涼州・甘州・瓜州・鄯州・廓州）の兵を發して吐谷渾を撃ち，男女萬餘口を殺し，二旬に而して還る。

●**〔賀婁子幹は辺境支配に成功〕**帝は隴西が頻る寇掠せられ，而して俗が村塢（塢とは壁壘なり、小障）を設けざるを以て，子幹に命じて民を勸して堡（小砦）を為らしめ，仍ほ田を營み穀を積ましむ。子幹は上書して曰く、

「隴右、河西は，土曠く民は稀なり，邊境は未だ寧からず，廣く佃（田を作る）す可からず。比ごろ屯田之所を見るに，獲（收穫）は少なく費は多く，虚しく人功を役し，卒に踐暴に逢う。屯田の疏遠なる者は請う皆な廢省すべし。但だ隴右之人（続は民）は畜牧を以て事と為す，若し更に屯聚すれば，彌々自ら安んぜず。但だ鎮戍をして連接し，烽埃をして相い望ま使めば，民は散居すると雖も，必ず謂うに慮り無し。」

帝は之に従う。子幹が邊事に曉習するを以て，丁巳（53-28+1=26日），以て榆關（五代志に、榆林郡金河県に開皇三年に榆關を於き、榆林郡を總管せしむと。即ち山海關、直隸省津海道臨榆県にあり、現・河北省秦皇島市海港区海陽鎮）總管と為す。

■五月，吏部尚書の江總を以て僕射と為す。

●**〔廣通渠の掘削開通〕**隋主は渭水の沙多く，深淺は常ならず，漕ぐ者は之を苦しむを以て，六月，壬子（48-27+1=22日），太子の左庶子の宇文愷に詔して水工を帥い渠を鑿ち，渭水を引き，大興城より東に潼關に至る三百餘里，名は廣通渠と曰う。漕運は通利し，關内は之に頼る。

●●秋，七月，丙寅（2+60-57+1=6日），兼散騎常侍の謝泉等を遣わして隋に聘さしむ。

●八月，壬寅（38-26+1=13日），隋の鄧の恭公（続により公を補充）の寶熾は卒す。

■●乙卯 (51-26+1=26日), 將軍の夏侯苗は降を隋に請い, 隋主は (陳と) 通和するを以て, 納れず。

●九月, 甲戌 (10+60-56+1=15日), 隋主は關中が饑えるを以て, 行きて洛陽に如く。

●隋主は詞華を喜ばず 隋主は詞華を喜ばず, 詔して、

「天下の公私の文翰、並びに宜しく實録すべし。」

泗州刺史の司馬幼之は、文表は華艷なり、所司に付して罪を治せしむ。治書侍御史の趙郡の李諤も亦た當時文を屬するに、體は尚ほ輕薄を以てす。上書して曰く、

「魏之三祖 (曹操武帝・曹丕文帝・明帝) は、文詞を崇尚し、人に君たる之大道を忽からしめ、彫蟲 (揚子曰く、童子は彫蟲篆刻す) 之小藝 (統により小を補充) を好む。下之上に従うや、遂に風俗と成る。江左 (東晋、宋)、齊、梁、其の弊は彌々甚だし。一韻之奇を競い、一字之巧みを争う。篇を連ね牘を累ね、月露之形を出でず、積案は箱に盈ち、唯だ是れ風雲之狀。世俗は此を以て相い高しとし、朝廷は茲に據りて士を擢んで。祿利之路は既に開け、愛尚之情は愈々篤し。是に於いて閭裡の童昏 (童幼昏蒙にして未だ知識有らざるを言う)、 (10-176p) 貴游 (貴游の子弟は王公の子弟なり。游は官司無き者をいう) の總草 (統は艸、詩に總角艸たりと。總角は兩髻を聚めるなり。艸は幼稚)、 未だ六甲 (六十甲子、古は八歳にして小学に入り、六甲五方書計の事を学ぶ) を窺わざるに、先ず五言 (五言の詩) を制す。羲皇 (太古淳樸の世とされる)、舜、禹之典、伊 (伊尹)、傅 (傅説)、周 (周公)、孔 (孔子) 之説の如きに至りては、復た關心せず、何ぞ嘗て耳に入らんや。傲誕 (高ぶり放誕) を以て清虛と為し、緣情を以て勳績と為し、儒素を指して古拙と為し、詞賦を用いて君子と為す。故に文筆は日々繁く、其の政は日々亂れる、良に大聖之軌模 (規範) を棄て、無用を構えて以て用と為すに由る也。今朝廷は是の詔有りとも雖も、聞くが如きなれば外州遠縣は、仍ほ弊風を踵ぐ。仁孝之行いを躬らする者は、私門に擯落 (落とし退ける) し、下は收齒 (取り上げ用いる) を加えず。輕薄之藝に工なる者は、選びて吏職に充て、舉げて天朝に送るべし。蓋し刺史、縣令の未だ風教に遵わざるに由る。請う、普く采察を加え、台に送りて推効せん。」

又た上言す、

「士大夫は矜伐 (驕り高ぶる) 干進 (仕進・任官) し、復た廉恥無し、乞う明らかに罪黜を加え、以て風軌 (風迹) を懲らさん。」

詔して諤が前後の奏する所を以て四方に頒示す。

突厥●突厥は隋に和親 突厥の沙鉢略可汗は數々隋の敗る所と為り、乃ち和親を請う。千金公主 (北周の千金公主。趙王宇文招の娘、太祖宇文泰の孫。突厥の他鉢可汗、後に沙鉢略可汗に嫁ぐ) は自ら請いて、

「楊氏に改姓し、隋主の女と為らん」

と。隋主は開府儀同三司の徐平和を遣わして沙鉢略に使いし、更めて千金公主を封じて大義公主と為す。晋王の廣は鬻に困りて之に乗じるを請い、隋主は許さず。沙鉢略は遣使して書を致して曰く、

「天生の大突厥の天下の賢聖天子の伊利居盧設莫何沙鉢略可汗は書を大隋皇帝に致す。皇帝は、婦の父、乃ち是れ翁の比なり。此は女の夫為り、乃ち是れ兒の例なり。兩境殊なると雖も、情義は一の如し。今より子子孫孫、乃ち萬世に至るまで、親好して絶えず。上天を證と為し、終に違負せず！此の國の羊馬、皆な皇帝之畜なり。彼之繪彩は、皆な此國之物なり。」

帝は復書して曰く、

「大隋天子は書を大突厥の沙鉢略可汗に貽る。書を得、大いに善意有るを知り。既に沙鉢略の婦翁為り、今日沙鉢略を視ること兒子と異ならず。時に大臣を遣わして彼に往きて女を省し、復て沙鉢略を省せし

めん也。」

是に於いて尚書右僕射の**虞慶則**を遣わして**沙鉢略**に使いせしめ、車騎將軍の長孫晟を之に副える。

突厥● **〔沙鉢略は隋使に拜礼〕** **沙鉢略**は兵を陳じ其の珍寶を列べ、坐して**慶則**を見、病いで起つ能わずと稱し、且つ曰く、

「我は諸父以來、人に向かいて拜さず。」

慶則は責め而して之を諭す。**千金公主**は私に**慶則**に謂って曰く、

「**可汗**は豺狼の性なり。過りて與に争えば、將に人を嚙まん。」

長孫晟は**沙鉢略**に謂って曰く、

「**突厥**は隋と俱に大國の天子なり、**可汗**起たざれば、安んぞ敢えて違意せんや！但だ**可賀敦**は帝の女為り、則ち**可汗**は是れ大隋の女婿なり、奈何して婦翁を敬せざらん！」

沙鉢略は笑いて其の達官（**突厥**の群臣の意味。子弟は特勒、大臣は葉護などすべて達官）に謂って曰く、

「須く婦翁を拜すべし！」

乃ち起ちて拜して頓類し、跪いて璽書を受け、以て首に戴き、既に而して大いに慚じ、群下と相い聚まりて慟哭す。**慶則**も又た臣と稱せ使（遣）め（10-177p）、**沙鉢略**は左右に謂って曰く、

「何をか臣と謂うや？」

左右は曰く、

「隋は言う、臣とは、猶ほ此に奴と雲う耳。」

沙鉢略は曰く、

「大隋の天子の奴と為るを得るは、**虞僕射**之力也。」

慶則に馬千匹を贈り、並せて従妹を以て之に妻あわす。

【陳主は大造営游苑の毎日】

●■ **〔隋は陳に來聘す〕** 冬、十一月、壬戌（58-55+1=4日）、**隋主**は兼散騎常侍の**薛道衡**等を遣わして來聘せしむ、**道衡**を戒め、

「當に朕が意を識るべし、言辭を以て相い折る勿かれ。」（陳を征服する意図を覺られず、注意して発言せよ）

■ **〔陳は華麗な宮殿大造営〕** 是の歲、上は光昭殿の前に於いて臨春、結綺、望仙の三閣を起こし、各々高さ數十丈、連延は數十間、其の窗（窓）、牖（窓）、壁帶（壁の中の横木）、縣楣（前後兩柱の間の柁梁）、欄・檻（橋の欄干）は皆な沈・檀（香木）を以て之を為り、飾るに金玉を以てし、間えるに珠翠（珍珠・翡翠）を以てし、外に珠簾を施し、内に寶床、寶帳有り、其の服玩は瑰麗（美麗）にして、近古未だ有らざる所なり。微風暫く至る毎に、香は數里に聞く。其の下に石を積みて山と為し、水を引きて池を為り、奇花異卉を雜植す。

■ **〔陳主は美妃達と遊園の毎日〕** 上は自ら臨春閣に居り、**張貴妃**（梁の制では三職の一）は結綺閣に居り、**龔**、**孔**の二貴嬪（梁の制では三職の一）は望仙閣に居り、並びて復道ありて交々相い往來す。又た**王**、**李**の二美人、**張**、**薛**の二淑媛（九嬪の一）、**袁昭儀**（九嬪の一）、**何婕妤**、**江脩容**（九嬪の一）有り、並びて寵有り、迭いに其の上に遊ぶ。宮人の文學有る者の**袁大捨**等を以て女學士と為す。僕射の**江總**は宰輔と為ると雖も、親ら政務せず、日々に都官尚書の**孔范**、散騎常侍の**王瑳**等文士十餘人と、上に侍して後庭に游宴し、復た尊卑之序無し、之を「狎客」と謂う。上は飲酒する毎に、諸妃、嬪及び女學士をして狎客と共に詩を賦し、互いに相い贈答せ使め、其の尤も艷麗なる者を采り、被らすに新聲を以てし、宮女千餘人を選び習い而して之を歌わしめ、部を分けて迭いに進む。其の曲に《玉樹後庭花》、《臨春樂》等有り、大略は皆な諸妃嬪之容色

を美とす。君臣は酣歌し、夕べより旦に達し、此を以て常と為す。

■ **〔陳主は張麗華を寵愛〕**張貴妃は名は麗華、本は兵家の女、龔貴嬪の侍兒と為り、上は見而して之を悦び、幸を得、太子の深を生む。貴妃の發は長さ七尺、其の光は鑒みる可し、性は敏慧にして、神彩有り、進止は詳華（詳審華麗）なり、瞻（仰ぎ見る）視（正視）眄（斜視）睐（傍觀）する毎に、光采は目に溢れ、左右を照映す。善く人主の顔色を候い、諸宮女を引薦す。後宮は鹹な之を徳とし、競いて其の善きを言う。又た厭魅之術（婦人の媚術）有り、常に淫祀を宮中に置き、女巫を聚めて鼓舞す。上は政事を怠り、百司は啟奏し、並びに宦者の蔡脫兒、李善度に因りて進請す。上は隱囊（囊を為り實たすに細軟を以てす、諸を坐側に置き、坐して倦めば則ち身を側だて曲肱を曲げて以て之に隠れる）に倚り、張貴妃を膝上に置き、共に之を決す。李、蔡が記する能わざる所の者、貴妃並びに為に條疏し、遺脱する所無し。因りて外事を參訪し、人間に一言一事有れば、貴妃は必ず先ず知りて之を白す。是に由りて益々寵異を加え、後庭に冠絶す。宦官近習は、内外連結し、宗戚を援引し、縦横不法なり、官を賣り獄を鬻ぎ、貨賂は公行し、賞罰之命は、(10-178p) 外に出でず（命を出すこと中書に由らずして、宮掖に出づるを言う）。大臣の従わざる者有れば、因り而して之譖る。是に於いて孔（貴賓）、張（貴妃）之權は四方に熏灼（くすぶり焼く転じて、苦しめ悩ます）し、大臣執政は皆な風に從いて諂附す。

■ **〔施文慶の苛酷な徴収に怨嗟〕**孔范は孔貴嬪と結びて兄妹と為る。上は過失を聞くを惡み、毎に惡事有り、孔范は必ず曲げて文飾を為し、稱揚讚美し、是に由りて寵遇優渥し、言は聽かれ計は従われる。群臣の諫める者有れば、輒ち罪を以て之を斥ける。中書舍人の施文慶、頗る書史に涉り、嘗て上に東宮に事える、聰敏にして強記なり、吏職に明閑（続は明閑、明らかに習う）し、心算口占は、時に應じて條理し、是に由りて大いに親幸せらる。又た善き所の吳興（郡の名、浙江省錢塘道吳興県、現・湖州市吳興区）の沈客卿、陽惠朗、徐哲、暨慧景等を薦し、

「吏能有り」

と雲う、上は皆な擢んでて之を用いる。客卿を以て中書舍人と為す。客卿は口辯（口が立つ）有り、頗る朝廷の典故を知り、兼ねて金帛局（陳は中書省をを分けて21局と為す）を掌る。舊制では軍人、士人は並びて關市之稅無し。上は盛んに宮室を修め、耳目を窮極し、府庫は空虚なり、興造する所有れば、恆に給せざるに苦しむ。客卿は奏請す、

「士庶を問わず並びて關市之征を責め、而して又た其の舊を増重せん。」

是に於いて陽惠朗を以て太市令（太府卿に属す、秩六百石）と為し、暨慧景を尚書金、倉都令史（金部倉部の都令史）と為す。二人の家は本は小吏なり、簿領を考校するに、纖毫も差わず。然れども皆な大體に達せず、督責すること苛碎にして、聚斂すること厭く無し、士民は嗟怨す。客卿は之を總督す、毎歲入る所、常格に過ぎること數十倍。上は大いに悦び、益々施文慶を以て人を知ると為し、尤も親重せらる、小大の衆事は、委任せざるは無し。轉た相い汲引（人を推挙）し、珥貂蟬（侍中・常侍の官に貂の尾と金とをはさみ、蟬をつけて飾る）する者は五十人。

■ **〔孔范は文武を解體覆滅す〕**孔范は自ら文武の才能あり、朝を擧げて及ぶ莫しと謂い、從容として上に白して曰く、

「外間の諸將は、行伍より起こり、匹夫の敵なる耳。深見遠慮は、豈に其の知る所ならんや！」

上は以て施文慶に問う、文慶は范を畏れ、亦た以て然りと為す。司馬申も復た之に贊す。是より將帥は微しく過失有れば、即ち其の兵を奪い、文吏に分配す。任忠の部曲を奪い以て范及び蔡征に配す。是に由りて文武は解體し、以て覆滅するに至る。

至徳三年（乙巳，585年）

■春，正月，戊午（54-54+1=1日）朔，日之を食する有り。

●隋主は禮部尚書の牛弘に命じて五禮（吉凶軍賓嘉なり）を修めしめ，百卷を勒成す。戊辰（4+60-54+1=11日），詔して新禮を行なう。

●三月，戊午（54-53+1=2日），隋は尚書左僕射の高頴を以て左領軍大將軍と為す。

■〔豊州刺史の章大寶の叛乱〕豊州（五代志に建安郡の界に陳は閩州・豊州を置く。福建省建安道建甌県、現・南平市建甌市）刺史の章大寶は，昭達（高祖・世祖・高宗に庶事し、皆戦功あり）之子也，州に在りて貪縦なり，朝廷は太僕卿の李暈を以て之に代わらしむ。暈は將に至らんとし，辛酉（57-53+1=5日），大寶は襲いて暈を殺し，兵を擧げて反す。

●〔王誼に死を賜る〕隋の大司徒（司徒は周の六官、大は無し）の郢公の王誼（隋主禪讓以前の旧知）は隋主と舊有り（若き時一緒に学ぶ），其の子は帝の女の蘭陵公主に尚す。帝は之を待つこと（10-179p）恩禮は稍々薄く，誼は頗る怨望す。或るひとは告ぐ、

「誼は自ら言う、名は圖讖に應じ、相い表當に王たるべし」

公卿は誼を奏す、

「大逆は不道なり」。

夏四月，壬寅（38-23+1=16日），誼に死を賜う。

●戊申（44-23+1=12日），隋主は（去年九月の洛陽から）長安に還る。

■〔章大寶を討伐〕章大寶は其の將の楊通を遣わして建安（此を以て之を見れば、陳の豊州は閩県に治す。建安県は自ら別に建安郡を置くなるべし）を攻め，克たず。官軍は將に至らんとし，大寶の衆は潰え，逃げて山に入り，追兵の擒とする所と為り，三族を夷らげらる。

●〔隋は義倉を置く〕隋の度支尚書の長孫平は奏す、

「民間をして秋に家毎に粟麥一石已下を出さ令め，貧富をもって差と為し，之を當社に儲え，社司に委ねて檢校せしめ，以て凶年に備えん，名づけて義倉と曰う。」

隋主は之に従う。五月，甲申（20+60-52+1=29日），初めて郡、縣に詔して義倉を置く。平は，儉之子也。

●〔戸口租調制度改革〕時に民間は多く妄りに老、小（隋は周の制を承け、男女二歳以下を黃と為し、十歳以下を小と為し、六十の者を老と為す）を稱し以て賦役を免れ，山東は北齊（高氏の齊なり）之弊政を承け，戸口租調は，奸偽は尤も多し。隋主は州縣に命じて大索し貌閱（其の貌を閱して以て老小の実を驗する）せしめ，戸口の實ならざる者は，裡正、黨長（隋は新令を頒ち、人の五家を制して保と為し、保に長有り、保五を閭と為し、閭四を族と為し、皆正有り。畿外には里正を置き、閭正に比し、黨長は族正に比し、以て相檢察せしむ）遠く配す。大功以下，皆な籍を析た令め，以て容隱を防ぐ。是に於いて計帳は新附一百六十四萬餘口を得たり。高頴は又た民間に輸を課すに定簿無く，推校するに難きを以て言い（統は欠如），輸籍法（凡そ民間の課輸は皆其の数を籍し、州県の長史をして以て増減するを得ざらしむ）を為り，遍く諸州に下さんと請い，帝は之に従い，是より奸は容れる所無し矣。諸州の調物は，毎歳河南は潼關より，河北は蒲板より，長安に輸る者は路に相い屬き，晝夜絶えざる者數月。

〔後梁〕梁主は殂す，諡して孝明皇帝と曰い，廟號を世宗とす。世宗は孝慈儉約にして，境内は之を安んず。太子の琮は位を嗣ぐ。

【西突厥自立、沙鉢略は隋に親善】

突厥● **【阿波可汗は西突厥と号す】** 初め、突厥の阿波可汗は既に沙鉢略と隙有り、分け而して二と為し(続は欠如)、阿波は浸く強く、東は都斤(突厥の山の名、沙鉢略は牙を初めて立てる)に距り、西は金山を越え、龜茲、鐵勒、伊吾及び西域の諸胡は悉く之に付き、號して西突厥という。隋主も亦た上大將軍の元契を遣わして阿波に使いせしめ以て之を撫す。

●●秋，七月，庚申（56-51+1=6日），散騎常侍の王話等を使わして隋に聘せしむ。

突厥● **【沙鉢略は隋の支援で阿波を破る】** 突厥の沙鉢略は既に（西は）達頭の困しむ所と為り、又た（東は）契丹を畏れる、遣使して急を隋に告げる、部落を將いて漠南(長城の南)に度り、白道川に寄居せんと請う。隋主は之を許し、晉王の廣(時に并省たり、北辺はこれに属す)に命じて兵を以て之を援けしめ（10-180p）、給するに衣食を以てし、之に車服鼓吹を賜る。沙鉢略は因りて（隋兵の支援で）西に阿波を撃ち、之を破る。而るに阿拔國は虚に乗りて其の妻子を掠める。官軍は為に阿拔を撃ち、之を敗り、獲る所は悉く沙鉢略に與える。沙鉢略は大いに喜び、乃ち約を立て、積を以て界と為し、因りて上表して曰く、

「天に二日無く、土に二王無し。大隋皇帝は、真の皇帝也！豈に敢えて兵を阻み險を恃み、名號を偷竊(とうせつ)（盗む）せんや！今淳風を感慕し、心を有道に歸し、膝を屈して稽顙し、永く藩附と為らん。」

其の子の庫合真を遣わして入朝せしむ。

突厥● **【沙鉢略は隋に親善す】** 八月，丙戌（22-21+1=2日），庫合真是長安に至る。隋主は下詔して曰く、

「沙鉢略は往には與に和すと雖も、猶ほ是れ二國なり。今君臣と作り、便ち一體と成る。」
因りて命じて郊廟に肅告し、普く遠近に頒たしむ。凡そ沙鉢略に詔を賜い、其の名を稱せず。庫合真を内殿に宴し、皇后に引見せしめ、賞勞甚だ厚し。沙鉢略は大いに悦び、是より歲時に貢獻して絶えず。(胡三省曰く、突厥は諸夏を馮陵し、周・齊は體を屈して之に結ぶ。今沙鉢略は表を奉じて臣と稱し、子を遣わして入覲せしむ。隋主は之を郊廟に告げ、之を臣庶に布くは、其の事を大とするなり。之を内殿に宴するは之を親しむなりと)

●●九月，將軍の湛文徹は隋の和州を侵し、隋の儀同三司の費寶首は撃ちて之を擒とす。

●■丙子（12+60-50+1=23日），隋使の李若等は來聘す。

●冬，十月，壬辰（28-20+1=9日），隋は上柱國の楊素を以て信州(五代志に、巴東郡に梁は信州を置くと。隋は楊素を永安に置き、將に之をして舟師を為して以て陳を伐たしめんとするなり)總管と為す。

■ **【傅縡の投獄】** 初め、北地の傅縡は庶子なるを以て上の東宮に事え、即位するに及び、秘書監、右衛將軍兼中書通事舍人に遷り、才を負み氣を使い、人は多く之を怨む。施文慶、沈客卿は共に縡を譖す、

「高麗の使いの金を受ける」

と、上は縡を収めて獄に下す。

● **【獄中より諫言】** 縡は獄中に於いて上書して曰く、

「夫れ人に君たる者は、上帝に恭事し、下の民を子として愛し、嗜欲を省き、諂佞を遠ざけ、未明に衣(夜)を求め、日(ひ)眩れるまで食を忘れ、是を以て澤は區宇に被り、慶は子孫に流れる。陛下は頃來酒色は度を過ぎ、郊廟の大神に虔まず、専ら淫昏之鬼(張貴妃を寵し、女巫をして宮中に鼓舞して淫祀せしむ)に媚び、小人は側に在り、宦豎は權を弄す。忠直を惡むこと仇讎の若し、生民を視ること草芥の如し。後宮は綺繡を曳き、廐馬は菽粟を餘し、百姓は流離し、殭屍は野を蔽い、貨賄は公行し、帑藏は損耗す。神は怒り民は怨み、衆は叛し親は離れる、臣は恐れる、東南の王氣は斯れより而して盡かんと。」

■ **【傅縡に死を賜る】** 書は奏し、上は大いに怒る。之れ頃(しばらく)して、意は稍解け、遣使して縡に謂って曰く

「我は卿を赦さんと欲す、卿は能く過ちを改めるや不^{いな}や？」

對えて曰く、

「臣の心は面の如し、臣の面は改む可くば、則ち臣の心は改む可からん。」

上は益々怒り、宦者の**李善慶**をして其の事を窮治せ令め、遂に獄中に死を賜る。

■上は郊祀に当たる毎に、常に疾と稱して行かず、故に**緯**の言は之に及ぶ。

後梁■是の歲、梁の大將軍の**戚昕**は舟師を以て公安（陳の荊州の治所、現・荊州市公安県）を襲い、克たず而して還る。

●**後梁** [**隋は後梁支配を強化**] **隋主**は**梁主**の叔父の太尉の**吳王**の**岑**を征して入朝せしめ、大將軍に拜し、**懷義公**に封じ、因りて留めて遣らず。（10-181p）復た**江陵總管**（前卷陳の高宗太建十四年に廢止を再配置）を置き以て之を監す。

後梁梁の大將軍の**許世武**は密に城を以て荊州刺史の**宜黃**（江西省豫章道宜黃県、現・撫州市宜黃県）侯の**慧紀**を召す。謀は洩れ、**梁主**は之を殺す。**慧紀**は、**高祖**之從孫也。

● [**長城の強化**] **隋主**は司農少卿の**崔仲方**をして丁三萬を發し、朔方、靈武に於いて長城を築か使む、東は河に距り、西は**綏州**（五代志に、西魏は雕陰郡に綏州を置く。陝西省榆林道綏徳県、現・榆林市綏徳県）に至り、綿歴七百里、以て胡寇を遏む。

至德四年（丙午，586年）

後梁春，正月，梁は改元して廣運とす。

●甲子（60-48+1=13日），党項羌（漢の西羌の別種の部落、古の析支の地に居る。青海の大積山及び甘肅省の西寧・貴徳等の所、タングート族の初見）は隋に降を請う。

●庚午（6+60-48+1=19日），隋は突厥に曆（歴×、正朔を稟受する、隋の曆は開皇曆）を頒つ。

●二月，隋は始めて刺史上佐（長史・司馬）をして歲暮毎に更々入朝し、考課を上ら令む。

●丁亥（23-18+1=6日），隋は復た**崔仲方**をして丁十五萬を發し、朔方以東の、緣邊險要に於いて、數十城を築か令む。

■丙申（32-18+1=15日），皇弟の**叔謨**を立てて巴東王と為し、**叔顯**を臨江王と為し、**叔坦**を新會王と為し、**叔隆**を新寧王と為す。

●庚子（36-18+1=19日），隋は大赦す。

● [**隋主は讓位を行なわず**] 三月，己未（55-48+1=8日），洛陽の男子**高德**は上書し、**隋主**に**太上皇**と為り、位を**皇太子**に傳えるを請う。帝は曰く、

「朕は天命を承け、蒼生を撫育し、日旰るまで孜孜（一生懸命励み努力する様）とし、猶ほ速ばざるを恐れる。豈に近代の**帝王**（北齊の武政帝・北周の天元帝）の、位を子に傳え、自ら逸樂を求めらる者に效わん哉！」

■●夏，四月，己亥（35-17+1=19日），**周碯**等を遣わして隋に聘せしむ。

■五月，丁巳（53-47+1=7日），皇子の**莊**を立てて會稽王と為す。

●■秋，八月（元嘉曆なら七月閏月），隋は散騎常侍の**裴豪**等を遣わして來聘す。

●戊申（44-15+1=30日），隋の申明公の**李穆**は卒し、葬するに殊禮を以てす。

●閏月（元嘉曆なら八月），丁卯（3+60-45+1=19日），隋の太子の**勇**は洛陽に鎮す。

【梁士彦らの粛清】

● 【梁士彦と宇文忻を警戒】 隋の上柱國の郟公の梁士彦は尉遲迥を討ち（174 卷高宗太建十二年），當たる所必ず破り，迥に代わりて相州刺史と為る。隋主は之を忌み，召して長安に還らしむ。上柱國の杞公の宇文忻は隋主と少きより相い厚く，善く兵を用い，威名有り。隋主は亦た之を忌み，讜を以て官（右領軍大將軍）を去る。柱國の舒公の劉昉と皆な疏遠せられ，閑居して無事なり，頗る怨望を懷き，數々相い往來し，陰に不軌を謀る。

● 【梁士彦と宇文忻の誅殺】 忻は士彦をして蒲州（蒲阪は河津の要、長安三百里、現・運城市永濟市）に於いて兵を起こさしめ，己は内應を為さんと欲し，士彦之甥の裴通は其の謀に預り而して之を告げる。帝は其の事を隱し，士彦を以て晉州（平陽、武を用いる地なり。周齊の争いの重鎮）刺史と為し（10-182p），其の意を觀んと欲す。士彦は忻然として，昉等に謂って曰く、

「天也！」

又た儀同三司の薛摩兒を長史と為すを請い，帝は亦た之を許す。後に公卿と朝謁し，帝は左右をして士彦、忻、昉等を行間に執ら令む。之を詰り，初め猶ほ伏せず。薛摩兒を捕え適々至り，之に命じて庭對（殿庭において目の当りに其の事を質す）せしめ，摩兒は具に始末を論じ，士彦は色を失い，顧みて摩兒に謂って曰く、

「汝は我を殺すや！」

丙子（12+60-45+1=28日），士彦、忻、昉は皆な伏して誅せられ，叔侄の兄弟は死を免れて除名される。

● 九月，辛巳（17-14+1=4日），隋主は素服（三人は旧交あるに不軌を為す、故に素服す）して射殿に臨み，百官に命じて三家の資物を射しめ以て誠めと為す。

● 【楊尚希は隋主の働き過ぎを諫める】 冬，十月，己酉（45-44+1=2日），隋は兵部尚書の楊尚希を以て禮部尚書と為す。隋主は毎旦朝に臨み，日戻れるまで倦まず，尚希は諫めて曰く、

「周の文王は憂勤を以て壽を損し（鄭玄は禮記を注釈してこの言あり），武王は安樂を以て年を延べる。願わくは陛下は大綱を擧げ，成を宰輔に責めるべし。繁碎之務めは，人主の宜しく親らする所に非ざる也。」帝は之を善しとし而るに能く従わず。

● 【秦王俊に群官を頒賜す】 癸丑（49-44+1=6日），隋は山南道行台を襄州（襄陽に治す、長安の南山の南にあり）に置く。秦王の俊を以て尚書令と為す。俊の妃の崔氏は男を生み，隋主は喜び，頒ちて群官を賜う。直秘書内省（曹魏の藏書は秘書中外三閣に在り。この時秘書き已に内外の分有り。隋は獻書の路を開き、天下の工書の士を召し、残缺を補續せしめ、正副二本を為り、宮中の藏す。其餘は以て秘書内外の閣に實たす。故に直秘書内省の官を置く）の博陵（郡の名、直隸省保定道定県、現・衡水市周辺）の李文博は，家は素より貧しく，人は往きて之を賀し，文博は曰く、

「賞罰之設けるや，功過の存する所なり。今王妃は男を生み，群官に於いて何事や，乃ち妄りに賞を受ける也！」

聞く者は之を愧じる。

■ 癸亥（59-44+1=16日），尚書僕射の江總を以て尚書令と為し，吏部尚書の謝胄を僕射と為す。

■ 十一月，己卯（15-13+1=3日），大赦す。

吐谷渾 ● 【吐谷渾可汗の誇呂の長寿】 吐谷渾可汗の誇呂（統は夸呂、隋唐の吐谷渾傳は呂夸）は在位百年なり，屢々喜怒に因りて太子を廢殺す。後の太子は懼れ，誇呂を執り而して降らんと謀る。兵を隋の邊吏に請

う。秦州總管の河間王の弘(隋主の從祖弟)は兵を以て之に應じるを請い、隋主は許さず。太子の謀は洩れ、誇呂の殺す所と為り、復た其の少子の鬼王の訶を立てて太子と為す。豊州(甘肅省蘭山道臨潭県辺外南二百里、現・甘南チベット族自治州臨潭県)刺史の杜粲は其の釁に因り而して之を討つを請い、隋主は又た許さず。

吐谷渾●[隋主は鬼王訶の降参を断る] 是の歳、鬼王の訶は復た誅を懼れ、部落萬五千戸を帥いて隋に降らんと謀り、遣使して闕に詣り、兵をもて之を迎えんと請う。隋主は曰く、

「渾賊の風俗は、特に人倫に異なり、父は既に慈ならず、子復た孝ならず。朕は徳を以て人に訓ず、何ぞ其の惡逆を成す有らん乎！」

乃ち使者に謂って曰く、

「父に過失有り、子は當に諫争すべし、豈に潜に非法を謀り、不孝之名を受ける可けんや！溥天之下は、皆な朕が臣妾、各々善事を為せば、即ち朕が心に稱う。鬼王は既に朕に歸せんと欲し、唯だ鬼王に臣子為る之法を教え、遠く兵馬を遣わし、惡事を為すを助ける可からず！」

鬼王の訶は乃ち止む。(10-183p)

禎明元年(丁未, 587年)

■春, 正月, 戊寅(14-12+1=3日), 大赦し, 改元す。

●癸巳(29-12+1=18日), 隋主は太廟に享す。

●乙未(31-12+1=20日), 隋は制して諸州に歳ごとに士三人を貢ぜしむ。

●二月, 丁巳(42-42+1=1日), 隋主は日に東郊に朝す。

■兼散騎常侍の王亨等を遣わして隋に聘せしむ。

●[隋は長城修理、運河開通] 隋は丁男十萬餘人を發して長城を修めしめ、二旬にし而して罷む。夏, 四月, 揚州(廣陵に治す)に於いて山陽(県、揚州に属す)の瀆(大きな溝、運河)を開き(陳攻略の準備)以て通運す。

【隋は突厥を支配】

突厥●[沙鉢略は隋に本格的に帰順] 突厥の沙鉢略可汗は其の子を遣わして隋に入貢せしめ、因りて恆、代(拓跋氏は初めて平城に都し、建てて代郡とし司州及び代都尹を置く。後に洛陽に遷都して、司州を恆州と為す)之間に獵せんと請い、隋主は之を許し、仍って人を遣わして賜わるに酒食を以てす。沙鉢略は部落を帥いて再拜して賜わりを受ける。

突厥●[沙鉢略は卒す] 沙鉢略は尋いで卒し、隋は之が為に朝を廢すること三日、太常を遣わして弔祭せしむ。

突厥●[莫何可汗立つ] 初め、沙鉢略は其の子の雍虞閭の懦弱なるを以て、遺令して其の弟の葉護(突厥達官)處羅侯を立てしむ。雍虞閭は遣使して處羅侯を迎え、將に之を立てんとし、處羅侯は曰く、

「我が突厥は木杵可汗(逸可汗は子を捨てて木杵を立て、木杵は子を捨てて佗鉢を立つ。佗鉢は卒し攝圖・大邏便は遂に国を荒らそうに至る)より以來、多くは弟を以て兄に代え、庶を以て嫡を奪い、先祖之法を失い、相い敬畏せず(大邏便が菴羅を冒辱し、また沙鉢略と敵になり達頭も又従いて之を助ける)。汝は當に位を嗣ぐべし、我は汝を拜するを憚らず！」

雍虞閭は曰く、

「叔は我が父と、根を共にし連體す。我は、枝葉也、豈に根本をして反りて枝葉に従い、叔父をして卑幼

に屈せ使む可けん乎！且つ亡父之命なり，何ぞ廢す可けん也！願わくは叔は疑う勿かれ！」

遣使して相譲る者は五六，**處羅侯**は竟に立ち，是を**莫何可汗**と為す。**雍虞閭**を以て葉護と為す。遣使して上表して状を言う。

■**突厥** **[莫何可汗は阿波を生きて擒とす]** 隋は車騎將軍の**長孫晟**をして節を持して之を拜せ使め，賜わるに鼓吹、幡旗を以てす。**莫何**は勇に而して謀有り，隋の賜う所の旗鼓を以て西に**阿波**を撃つ。**阿波**之衆は以為らく隋の兵の之を助けるを得たりと，多くは風を望んで降附す。遂に**阿波**を生きて擒とし，上書して其の死生之命を請う。(敢えて阿波を殺さず、隋の指示を仰ぐ、隋の威令は突厥に届く象徴)

● **[隋主は阿波を誅殺せず]** 隋主は其の議を下し，**樂安公**の**元諧**は彼に就きて梟首せんと請う。**武陽**(直隸省大名道大名県、現・邯鄲市大名県)公の**李充**は生きながら取りて入朝せしめ，顯らかに戮するを以て百姓に示さんと請う。隋主は**長孫晟**に謂う、

「卿に於いては何如？」

晟は對えて曰く、

「若し突厥が背誕(背いて放誕なり)すれば、須く之を齊するに刑を以てすべし。今其の昆弟は自ら相夷滅す，**阿波**之惡は國家に負くに非ず。其の困窮に因り，取り而して戮を為せば，恐らくは遠くを招く之道に非ず。兩つながら之を存するに如かず。」

左僕射の**高穎**は曰く、

「骨肉相残なうは、教え之蠹也、宜しく存養して以て寛大を示すべし。」

隋主は之に従う。(10-184p)

【後梁の滅亡】

■甲戌(10+60-41+1=30日)，隋は兼散騎常侍の**楊同等**を遣わして來聘す。

■五月，乙亥(10-11+1=2日、元嘉曆では一日ずれ)朔，日之を食する有り。

●秋，七月，己丑(25-10+1=16日)，隋の衛昭王の**爽**は卒す。

●**後梁**八月，隋主は**梁主**を征して入朝せしむ。**梁主**は其の群臣二百餘人を帥いて**江陵**を發す。庚申(56-39+1=18日)，**長安**に至る。

●**後梁**■**[梁主不在で璠は陳に來奔]**隋主は**梁主**の外に在るを以て，**武郷公**の**崔弘度**を遣わして兵を將いて**江陵**に成せしむ。軍は**都州**(隋に都州無し。蕭瑒傳に都州に作るが正しい。五代志に**竟陵郡樂郷県**に西魏は都州を置く。湖北省襄陽道荊門県北九十里、現・荊門市東宝区。又南郡**紫陵県**に梁は都州を置く、湖北省荊南道**江陵県**、現・荊州市**江陵県**)に至り，**梁主**の叔父の太傅の**安平王**の**巖**、弟の**荊州刺史**の**義興王**の**璠**等は**弘度**が之を襲わんと恐れ，乙丑(1+60-39+1=23日)，其の都官尚書の**沈君公**を遣わし**荊州刺史**の**宜黄侯**の**慧紀**に詣り降を請う。九月，庚寅(26-9+1=18日)，**慧紀**は兵を引いて**江陵城下**に至る。辛卯(27-9+1=19日)，**巖**等は文、武、男、女十萬口を驅りて來奔す。

●**後梁** **[梁国の廃止]** 隋主は之を聞き，**梁國**を廃す。尚書左僕射の**高穎**を遣わして遺民を安集せしむ。**梁**の**中宗**(**梁**の敬帝の紹泰元年に後梁の中宗は帝位に即く。三主33年にて滅ぶ)、**世宗**に各々守塚十戸を給す。**梁主**の**琮**を拜して上柱國とし，爵の**莒公**を賜わる。

■甲午(30-9+1=22日)，大赦す。

●冬，十月，隋主は同州に如く。癸亥(59-38+1=22日)，蒲州に如く。

■十一月，丙子(12-8+1=5日)，**蕭巖**を以て開府儀同三司、**東揚州**(會稽郡に梁は東揚州を置き、吳郡に陳は吳州を

置くと) 刺史と為し、蕭讞を吳州刺史と為す。

■丁亥 (23-8+1=16日)、豫章王の叔英を以て司徒を兼ねしむ。

【緩む陳と挑む隋】

● 隋は陳討伐を議論 甲午 (30-8+1=23日)、隋主は馮翊 (隋主の生地) に如き、親ら故社を祠る。戊戌 (34-8+1=27日)、長安に還る。是の行也、内史令の李徳林は疾を以て従わず、隋主は同州より敕書して之を追い (召す)、與に陳を伐つ之計を議す。還るに及び、帝は馬上に鞭を擧げて南を指して曰く、「陳を平らげる之日を待ち、七寶を以て公を裝嚴し、山より以東に公に及ぶ者無から使めん。(將に之を顯貴して、等輩を出でしめんとするを言う、李徳林は山東の人)」

● 隋は陳攻略に策略 初め、隋主は禪を受けて以來、陳と鄰好は甚だ篤く、陳の諜 (諜者) を獲る毎に、皆な衣馬を給し禮して之を遣り、而るに高宗は猶ほ侵掠を禁じず。故に太建之末、隋の師は入寇す。會々高宗は殂す、隋主は即ち命じて師を班し (事は前卷太建十四年にあり)、遣使して赴き吊せしめ、書に姓名頓首と稱す。帝は之に答えること益々驕る、書末に云う。「想うに彼の統内は宜しきが如し、此の宇宙は清泰なり。」

隋主は悦ばず、以て朝臣に示す。上柱國の楊素は以為えらく主辱しめられれば臣は死すと、再拜して罪を請う。隋主は陳を取る之策を高穎に問ひ、對えて曰く、

「江北は地寒く、田收は差^{ややおそ}晩し。江南は水田は早く熟す。彼の收穫之際を量り、微しく士馬を征し、掩襲すると聲言すれば、彼は必ず兵を屯して守禦せん、其の農時を廢するを得るに足らん。彼は既に兵を集めれば、我は便ち甲を解かん。再三此くの若くすれば、彼は以て常と為さん。後更に兵を集めるとも、彼は必ず信じず。(10-185p) 猶豫する之頃、我は乃ち師を濟さん (揚子江を渡る)。陸に登り而して戰えば (陸戰の得意な北の軍は揚子江を背水の陣として必死になる)、兵の氣は益々倍す。又た、江南の土は薄く、捨 (續は舍) に茅竹多く、有る所の儲積は皆な地窖 (地面を掘った穴。穴ぐら) に非ず。若し (續による) 密に行人を遣わして風に因りて火を縦ち、彼の修立するを待ち、復た更に之を燒く。數年を出ですして、自ら財力俱に盡く可からん。」

隋主は其の策を用ひ、陳人は始めて困しむ。

● 江南を平らげるの策 是に於いて楊素、賀若弼及び光州 (弋陽郡に梁は光州を置く) 刺史の高勣、虢州 (弘農郡に隋は置く) 刺史の崔仲方等は争いて江南を平らげる之策を獻ず。仲方は上書して曰く、

「今唯だ須く武昌 (陳は郡とする、隋は陳を平らげて顯と為す、江夏郡に属す) 以下、蕲 (湖北省江漢道蕲春県、現・黄冈市蕲水県)、和 (安徽省安慶道和县、現・馬鞍山市和县)、滁 (安徽省淮泗道滁県、現・滁州市南譙区)、方 (江蘇省金陵道六合県、現・南京市六合区)、吳 (江蘇省淮揚道江都県、現・揚州市広陵区・江都区)、海 (江蘇省徐海道東海灌雲の二県、現・連雲港市東海県) 等の州に、更に精兵を帖 (添える) し、密に度計を營む。益、信 (巴東郡)、襄 (襄陽郡)、荊 (南郡)、基 (竟陵郡豊郷県)、郢 (竟陵郡) 等の州は、速に舟楫を造り、多く形勢を張り、水戰之具を為るべし。蜀、漢の二江 (蜀江は三峡を出で、南郡を過ぎ、漢江は襄陽・竟陵・沔陽を過ぎ、合流する。東南に国する者は二江はその上流) は是れ其の上流は、水路の衝要にして、必ず争う之所なり。賊は流頭 (水經注に江水は夷陵を過ぎて東して流頭灘に至る)、荊門 (又西陵峽を出でて東して荊門虎牙の間を歴る)、延洲 (荊門の下)、公安 (又東して南郡を過ぎて東し、右油水と合す、之を油口、即ち公安)、巴陵 (又東して長沙下雋県を過ぎ、北して湘水と会し、洞庭となり巴陵を得る)、隱磯 (又東して彭城磯にいたり、磯野の北のかた隱磯に対す)、夏首 (夏口は夏水の江に入るを以て名とする)、蕲口 (江水は又東して蕲春県を過ぎ蕲水と會す、之をいう)、湓城 (又東して尋陽にいたりて湓を得) に於いて船を置くと雖も、然も終に漢口 (夏口)、峽口 (西陵の峽口) に聚まり、水戰を以て大決

せん。若し賊必ず上流に軍有るを以て、精兵をして赴き援け令める者は、下流の諸將は即ち須く便を擇びて横渡すべし。如し衆を擁し自衛すれば、上江の水軍（蜀江漢江より流れに順いて東下する軍）は鼓行して以て前む。彼は九江、五湖之險を恃むと雖も、徳に非ざれば以て固めと為す無し。徒らに三吳、百越之兵有りともし、恩無（続は非）ければ自立する能わず矣。」

隋主は仲方を以て基州刺史と為す。

● **〔隋主は益々忿る〕** 蕭巖等の降りを受けるに及び、隋主は益々忿り、高颯に謂つて曰く、

「我は民の父母と為り、豈に一衣帶水を限りて之を拯たすわざる可けん乎！」

命じて大いに戦船を作らしむ。人は之を密にせんと請い、隋主は曰く、

「吾は將に顯かに天誅を行なわんとす、何の密にする之れ有らん！」

其の柿（斫る木札）を江に投ぜ使め、曰く、

「若し彼は懼れ而して能く改めれば、吾は復た何をか求めん！」

● **〔楊素は永安で造船〕** 楊素は永安（蜀の先主は敗れて退き手白帝に還り、永安宮を起こしてこれに居る。故に巴東に永安の名有り）に在り、大艦を造り、名づけて「五牙」と曰う。上に樓五層を起し、高さ百餘尺。左右前後六拍竿（発して敵船を拍つもの）を置く、並びに高五十尺、戦士八百人を容れる。次に「黄龍」と曰う、兵百人を置く。自餘は平乗の舳艫にして各々等差有り。

● **〔陳に三つの滅ぶ理由〕** 晋州刺史の皇甫績は將に官に之かんとし、稽首して陳に三つの滅ぶ可きこと有りと言う。（10-186p）帝は其の狀を問ひ、曰く、

「大は小を吞む、一也。有道を以て無道を伐つ、二也。叛臣の蕭巖を納れ、我に於いて詞有り、三也。陛下は若し將に命じて師を出せば、臣は願わくは絲發之效を展べん！」

隋主は勞し而して之を遣る。

■ **〔江南に妖異多し〕** 時に江南は妖異特に衆し。おお臨平湖（餘杭郡錢塘県にあり、常に藁塞す。古老は相伝える、湖開く時は天下平らぐと。浙江省錢塘道杭県、現・杭州市余杭区・西湖区・江干区）は草久しく塞がり、忽然として自ら開く。帝は之を惡み、乃ち自ら佛寺に賣りて奴と為り以て之を厭（厭勝）す。又た建康に於いて大皇寺を造り、七級の浮圖を起こす。未だ畢らざるに、火は中より起こり而して之を焚く。

■ **〔章華の誅殺〕** 吳興の章華は、學を好み、善く文を屬す。朝臣は華が素より伐閔（積功経歴）無きを以て、競いて之を排誣し、大市令に除す。華は鬱鬱として志を得ず、上書して極諫し、略に曰く、

「昔高祖は南は百越を平らげ（盧子略・李賁・元景仲・蘭裕・蕭勃の乱）、北は逆虜（侯景）を誅し、世祖は東は吳會を定め（杜龕・張彪を破り斬る）、西に王琳を破り（168 卷世祖天嘉元年にあり）、高宗は淮南を克復し（171 卷太建五年にあり）、地を闢くこと千里、三祖之功は勤も亦た至れり矣。陛下は即位し、今に於いて五年、先帝之艱難を思わず、天命之畏る可きを知らず。嬖寵に溺れ、酒色に惑う。七廟（太祖の廟と三昭・三穆）を祠り而して出でず、三妃（龔・孔・張）を拜し而して軒に臨む。老臣宿將は之を草莽に棄て、諂佞讒邪は之を朝廷に升す。今疆場は日々に蹙まり、隋軍は境を壓し、陛下は如し弦を改め張を易え（董仲舒曰く、之を琴瑟に譬えるに、調わずんば必ず改め、而して更めて之を張り、乃ち鼓す可きなり）ざれば、臣は麋鹿の復た姑蘇に遊ぶ（伍子胥が吳主を諫めるの言を用いる）を見ん矣！」

帝は大いに怒り、即日之を斬る。

禎明二年（戊申，588年）

■●春，正月，辛巳（17-7+1=11日），皇子の[†全]を立てて東陽王と為し，恬を錢塘王と為す。散騎常侍の袁雅等を遣わして隋に聘せしむ。又た散騎常侍の九江（郡の名、江南の尋陽郡、江州の治所。江西省潯陽道九江県、現・九江市潯陽区）の周羅暉を遣わして兵を將いて峽口に屯し，隋の峽州を侵さしむ。

●■三月，甲戌（10-6+1=5日），隋は兼散騎常侍の程尚賢等を遣わして來聘せしむ。

●[隋の陳討伐命令] 戊寅（14-6+1=9日），隋主は下詔して曰く、

「陳叔寶（陳主）は手掌之地（小さな地）に據り，溪壑之欲（溪壑は盈ち難し、故に以て喩えと為す）を恣にし，閭閻（村里）を劫奪し，資産は俱に竭き，内外を驅逼（驅り迫る）し，勞役すること已まず。奢を窮め侈を極め，晝をして夜と作さ俾（使役）む。直言之客を斬り，無罪之家を滅す。天を欺き惡を造り，鬼を祭り恩を求める。粉黛（白粉と眉墨）を盛んにし而して干戈を執り，羅綺（薄絹綾絹）を曳き而して警蹕（先払い）を呼ぶ。古より昏亂，能く比する或るは罕なり。君子は潛に逃れ，小人は志を得る。天災地孽，物怪人妖あり。衣冠は口を鉗み，道路は目を以てす。重ねて德に背し言に違ひ，疆場を搖蕩（ゆれ動く）するを以てす。晝伏し夜遊び，鼠竊は狗盜す。天之覆う所，朕が臣に非ざる無く，聽覽に關する毎に，傷側（傷み悲しむ）を懷く有り。師を出し律を授け，機に應じて誅殄（誅殺滅亡）す可し。斯の一舉に在り，永く吳越を清めん。」

又た璽書を送りて帝の二十惡を暴く。仍ほ寫しの詔書三十萬紙を散じ，（10-187p）遍く江外（中原、江南を以て江外と為す）を諭す。

■[皇太子廢嫡] 太子の胤は，性は聰敏にして，文學を好み，然るに頗る過失有り。詹事（皇后皇太子の官名）の袁憲は切諫し，聽かず。時に沈后は寵無く，而して近侍左右は數々東宮に往來し，太子も亦た數々人をして後の所に至ら使む，帝は其の怨するを疑ひ，甚だ之を惡む。張、孔の二貴妃は日夜后及び太子之短を構成し，孔范之徒は又た外に於いて之を助ける。帝は張貴妃の子の始安王の深を立てて嗣と為さんと欲し，嘗て從容として之を言う。吏部尚書の蔡征は旨に順いて稱讚す，袁憲は色を厲まして之を折りて曰く、

「皇太子は，國家の儲副なり，億兆は心を宅（居）く，卿は是れ何人か，輕々しく廢立を言う！」

帝は卒に征の議に従う。夏，五月，庚子（36-5+1=32日?），太子の胤を廢して吳興王と為し，揚州刺史の始安王の深を立てて太子と為す。征は，景歷（陳の高祖・世祖・高宗に歷事）之子也。深も亦た聰惠にして，志操有り，容止は儼然なり，左右近侍と雖も未だ嘗て其の喜愠するをみず。帝は袁憲が嘗て胤を諫めるを聞き，即日（続は即）憲を用いて尚書僕射と為す。

■[沈后廢止前に國滅ぶ] 帝は沈后を遇すること素より薄く，張貴妃は後宮之政を専らにし，后は澹然（静かで安らか）とし，未だ嘗て忌怨する所有らず，身は儉約に居り，衣服は錦繡之飾り無し，唯だ經史（經書史書、圖史×）及び釋典を尋閱するを事と為す，數々上書して諫争す。帝は之を廢し而して張貴妃を立てんと欲し，會々國は亡びて，果たさず。

■冬，十月，己亥（35-32+1=4日），皇子の蕃を立てて吳郡王と為す。

●己未（55-32+1=24日），隋は淮南の行省（行台）を壽春に置き，晉王の廣を以て尚書令と為す。

■●[陳の使者は隋に抑留] 帝は兼散騎常侍の王琬、兼通直散騎の常侍の許善心を遣わして隋に聘せしむ，隋人は客館に留める。琬等は屢々還るを請ひ，聽さず。

●[隋は大挙して陳討伐軍を起こす] 甲子（60-32+1=29日），隋は師を出すを以て，太廟に事有り（太廟を祀る），晉王の廣、秦王の俊、清河公の楊素に命じて皆な行軍元帥と為す。廣は六合（本は漢の堂邑県の地、江左、秦郡及び尉氏県を立てる。北周は秦郡を改めて六合郡と為す）より出で，俊は襄陽（秦王の俊は山南道行台を以て鎮す、漢口

を目指す)より出で、素は永安(三峡を下る)より出で、荊州刺史の劉仁恩は江陵より出で(楊素に会して東に下らしむ)、蕪州刺史の王世積は蕪春(蕪州の治所)より出で(蕪口より江津に臨ましむ)、廬州總管の韓擒虎は廬江より出で(横島より渡りて姑孰を攻めしむ)、吳州總管の賀若弼は廣陵より出で(瓜州より江を渡りて京口を攻めしむ)、青州(益都に治す)總管の弘農の燕榮は東海(海州)より出で(南沙を攻めしむ)、凡そ總管九十、兵五十一萬八千、皆な晉王の節度を受ける。東は滄海に接し、西は巴、蜀に拒り、旌旗舟楫は、數千里に横互す。左僕射の高潁を以て晉王の元師長史と為し、右僕射の王韶を司馬と為し、軍中の事は皆な決を取る焉。區處支度、凝滯する所無し。

●十一月、丁卯(3-2+1=2日)、隋主は親ら將士に餞す。乙亥(11-2+1=10日)、定城(潼関を去る事三十里、道を挟んで各々一城あり)に至り、師を陳して衆に誓う。(10-188p)

■丙子(12-2+1=11日)、皇弟の叔榮を立てて新昌王と為し、叔匡を太原王と為す。

●隋主は河東に如く。十二月、庚子(36-32+1=5日)、長安に還る。

突厥 突厥の莫何可汗は西に鄰國を撃ち、流れ矢が中たり而して卒す。國人は雍虞閭を立て、頡伽施多那都藍可汗と號す。

●[陳が敗れる四つの理由] 隋軍は江に臨み、高潁は行台吏部郎中の薛道衡に謂って曰く、「今茲に大舉す、江東は必ず克つ可き乎？」

道衡は曰く

「之に克たん。嘗て聞く、郭璞(晉の人、數を知るの士)は言う有り、『江東は分かれて王となること三百年(晉の元帝の南渡して建康に即位す、丁丑より戊申まで272年)、復た中國と合す。』今此の數は將に周からんとす、一也。主上は恭儉勤勞し、叔實は荒淫驕侈なり、二也。國之安危は委任する所在り、彼は江總を以て相と為し、唯だ詩酒を事とし、小人の施文慶を抜き、委ねるに政事を以てし、蕭摩訶、任蠻奴(任忠)は大將為れども、皆な一夫之用なる耳、三也。我は道有り而して大に、彼は德無く而して小なり、其の甲士を量るに十萬に過ぎず、西は巫峽より、東は滄海に至り、之を分けて則ち勢いは懸たり而して力弱く、之を聚めるに則ち此を守り而して彼を失う、四也。席捲之勢いは、事は疑われざる在り。」

潁は欣然して曰く、

「君の言を得るに、成敗之理は、人をして豁然とせ令む。本は才學を以て相い期す、意わざり籌略乃ち爾らんとは。」

●秦王の俊は諸軍を督して(國×)漢口に屯し、上流の節度を為す。詔して散騎常侍の周羅暉を以て巴峽縁江の諸軍事を都督し以て之を拒がしむ。

●■[楊素は威昕を撃破] 楊素は舟師を引いて三峡を下り、軍は流頭灘(水經注に江水は流頭灘を過ぎ、又東して古の宣昌県の北を經る、又東して狼尾灘を經る)に至る。將軍の威昕は青龍百餘艘を以て、狼尾灘を守り、地勢は險峭なり、隋人は之を患う。素は曰く、

「勝負の大計は、此の一舉に在り。若し晝日船を下せば、彼は我が虚實を見ん、灘の流れは迅激にして、制するに人に由らず、則ち吾は其の便を失う。如かず夜を以て之を掩わん。」

素は新たに黃龍數千艘を帥い、枚を銜み而して下り、開府儀同三司の王長襲を遣わして歩卒を引いて南岸より昕の別柵を撃ち、大將軍の劉仁恩は甲騎を帥いて北岸より白沙に趣き、遲明に而して至り、之を撃つ。昕は敗走し、悉く其の衆を俘とし、勞い而して之を遣り、秋毫も犯さず。

●■素は水軍を帥いて東に下り、舟艦は江を被い、旌甲は日に耀く。素は平乗の大船に坐し、容貌は雄偉なり、陳人は之を望み、皆な懼れ、曰う、

「清河公は即ち江神也！」

■●江濱の鎮戍は隋の軍の將に至らんとするを聞き、相い繼いで奏聞す。施文慶、沈客卿は並びて抑え而して言わず。

■ [來奔の二王と水軍を招集して闔船無し] 初め、上は蕭巖、蕭讞が、梁之宗室にして、衆を擁して來奔する（前年にあり）を以て、心は之を忌み、故に遠く其の衆を散じ、巖を以て東揚州刺史と為し、讞を吳州刺史と為す。領軍の任忠をして出でて吳興郡を守り、以て二州を襟帶せ使む。南平王の巖をして江州（尋陽に治す）に鎮せ使め、永嘉王の彥をして南徐州（京口に治す）に鎮せしむ。（10-189p）尋いで二王を召し明年の元會に赴かしめ、緣江の諸防の船艦に命じて悉く二王に従いて都に還らしめ、威勢を為し以て梁人之來たる者に示す。是に由りて江中は一の斗船無く、上流の諸州兵は皆な楊素の軍に阻まれ、至るを得ず。

■ [上流の叔文を交代させる] 湘州（長沙に治す）刺史の晉熙王の叔文は、職に在ること既に久しく、大いに人の和を得、上は其の上流に據有するを以て、陰に之を忌む。自ら度るに素より群臣と恩少なく、恐らくは用と為さず、任ず可き者無し、乃ち施文慶を擢んで都督、湘州刺史と為し、配するに精兵二千を以てし、西上せ令む。仍って叔文を征して朝に還らしめんと欲す。文慶は深く其の事を喜び、然るに外に出る之後、執事する者己を短長に持するを懼れ、因りて其の黨の沈客卿を進め以て自ら代らしむ。

■未だ發せざる間、二人は共に機密を掌る。護軍將軍の樊毅は僕射の袁憲に言つて曰く、

「京口、採石は俱に是れ要地なり、各々銳兵五千を須い、並びに金翅（船の種類）二百を出し、江に緣いて上下し、以て防備を為さん。」

憲及び驃騎將軍の蕭摩訶は皆な以て然りと為し、乃って文武群臣と共議し、毅の策の如くするを請う。施文慶は兵の己に従う無く、其の述職（孟子曰く、諸侯が天子に朝するを述職と曰うと。出でて藩を守る事）を廢するを恐れ、而して客卿は又た文慶が任に之けば、己は專權するを得ることを利とし、俱に朝に言つて曰く、

「必ず論義有り、面陳を假らず。但だ文啟を作れば、即ち為に通奏せん。」（若し必ず陳説する所有れば、面のあたりに陳主に見えて之を言うを須いず。但だ文書來たらば、便ち奏聞を名産と謂うなり）

憲等は以て然りと為し、二人は啟を繼して入り、帝に白して曰く、

「此は是れ常事なり、邊城の將帥は以て之に當たるに足る。若し人船を出せば、必ず恐れて驚擾せん。」

● [出兵を躊躇する陳主] 隋軍の江に臨むに及び、間諜は驟々至り、憲等は殷勤に奏請し、再三に至るなり。文慶は曰く、

「元會は將に逼らんとし（陳は梁の制により、間歳正月上辛を以て天地を二郊に祀り、特牛一を用いる、蓋し來年正月、當に此の禮を行なうべし、故にかくいふ）、南郊之日は、太子は多く従える。今若し出兵すれば、事は便ち廢闕せん。」

帝は曰く、

「今且く出兵し、若し北邊無事ならば、因りて水軍を以て郊に従えん、何為れぞ不可ならん！」

又た曰く、

「此くの如くすれば則ち聲は鄰境に聞こえ、便ち國弱しと謂わん。」

後又た貨（贈賄）を以て江總を動かす、總は内に之が為に遊説す。帝は其の意に違うを重り、而して群官之請いに迫られ、乃って外に付し詳議せ令め。總も又た憲等を抑え、是に由りて議は久しく決まらず。

■ [陳主は隨軍に備えを怠る] 帝は從容として侍臣に謂つて曰く、

「王氣は此に在り。齊兵は三たび來たり（梁の敬帝紹泰元年、徐嗣徽・任約は齊の師を以て建康を襲いて石頭に據る。太平元年復た采石を襲い破り、齊の蕭軌と同じく入寇し、建康に迫る。世祖天嘉元年に齊の將の劉伯球・慕容持徳は王琳を助けて蕪湖を下り皆取る）、周師は再來す（天嘉元年に獨孤盛・賀若敦は湘川に入り、臨海王光大元年に、宇文直・元定は華皎を助け、皆散る）、摧敗

せざるは無し。彼は何為る者ぞ邪！」

都官尚書の孔范は曰く、

「長江は天塹なり、古は以て南北を限隔す（魏の文帝は呉を伐ち、江に臨み、江濤の洶湧たるを見、歎じて曰く、固より天の以て南北を限る所なり）と為し、今日虜軍は豈に能く飛びて渡らん邪！邊將は功勞を作さんと欲し、妄りに事の急なるを言う。(10-190p) 臣は毎に官の卑しきを患い、虜が若し江を渡れば、臣は定めて太尉公と作らん矣！」

或は妄言す、

「北軍の馬は死す」

と、范は曰く、

「此は是れ我が馬なり、何為れぞ而して死すや！」（馬が若し江を渡れば、必ず北に帰る能わず、將に悉く我が有と為らんとす、大言す）

帝は笑い以て然りと為し、故に深き備えを為さず、伎（女樂）を奏し、酒を縦にし、詩を賦すること輟めず。

吐谷渾●是の歲、吐谷渾の禰王の**拓跋木彌**は千餘家を以て隋に降るを請う。**隋主**は曰く、

「溥天之下、皆な是れ**朕**が臣なり、**朕**之撫育するは、俱に仁孝を存す。渾賊は昏狂にして、妻子は怖れを懷き、並びに歸化せんと思ひ、自ら危亡を救わんとす。然るに夫に叛き父に背き、收納す可からず。又た其の本意は正に自ら死を避けるなり、今若し違拒すれば、又た復た不仁なり。若し更に音信有れば、但だ宜しく慰撫し、其の自ら抜くに任すべし、出兵して應接するを須いず。其の妹夫及び甥が來たらんと欲すれば、亦た其の意に任せ、勧誘するを勞せざる也。」

■河南王の**移茲哀**（隋に降るは、前卷高宗太建十三年にあり）は卒す、**隋主**は其の弟の**樹歸**をして襲いて其の衆を統べしむ。

令和5年10月1日 翻訳開始 9690文字

令和5年10月21日 翻訳終了 21477文字